

令和8年度 大仙市 教育・保育施設利用のしおり

1 教育・保育給付認定について

教育・保育施設の利用を希望される方は、利用の申込みと同時に給付認定を受けていただくことになります。申請内容をもとに、保育の必要性に応じて3つの認定区分に市が認定し、支給認定証を交付します。

また、すでに認定を受けている2号・3号の方は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認のため、毎年「現況届」を提出していただきます。

(1) 給付認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定 ＜教育標準時間認定＞	教育を希望する <u>満3歳以上の就学前の子ども</u>	認定こども園（教育部分）
2号認定 ＜保育認定（標準時間・短時間）＞	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする <u>満3歳以上の就学前の子ども</u>	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定 ＜保育認定（標準時間・短時間）＞	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする <u>満3歳未満の子ども</u>	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育

※1号認定の有効期間は小学校就学前までです。また、利用時間は朝から昼過ぎ頃までのおおむね4時間となります。

2号・3号認定の有効期間及び利用時間は、保育を必要とする事由により異なりますので次頁をご確認ください。

※2号認定に該当する場合でも、保護者が希望すれば認定こども園（教育部分）を利用することができます。

(2) 保育を必要とする事由（2号・3号認定）

保育所または認定こども園（保育部分）、地域型保育の利用を希望される場合は、保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要となります。

No.	保育を必要とする事由	基準等
1	就労	一月あたり48時間以上の労働を常態としていること。※
2	妊娠・出産	妊娠中（出産間近）であるか出産後間がないこと。
3	保護者の疾病・障がい	疾病や精神もしくは身体に障害を有していること。
4	親族の介護・看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護していること。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6	求職活動 （起業準備を含む）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
7	就学等	学校等に在学していること。 公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けていること。
8	児童虐待やDVのおそれ	公的機関に相談等を行っていること。
9	育児休業	育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているきょうだいがいて、引き続き保育施設を利用することが必要であること。
10	その他	上記に類するものとして、市が認める場合であること。

※2号・3号の保育認定を受けられるのは、一月あたりの就労時間が48時間以上の場合です。48時間未満の方は、「一時預かり」や「地域子育て支援拠点」などの地域子育て支援事業をご利用ください。

（３）保育の必要量および給付認定の有効期間（２号・３号給付認定）

２号・３号給付認定の方は、保護者の就労状況等に応じて保育の必要量（保育施設の利用時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。また、給付認定の有効期間についても、認定区分等により異なります。

１日あたりの保育必要量（利用時間） ※利用できる時間帯は保育施設により異なる場合があります。

保育標準時間認定 → 最長 １１時間

保育短時間認定 → 最長 ８時間

No.	保育を必要とする事由	保育必要量	有効期間
1	就労 (月１２０時間以上)	標準時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで
	就労 (月４８時間以上１２０時間未満)	短時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで
2	妊娠・出産	標準時間	出産予定日８週前の月初日から、出産後８週間経過日の翌日が属する月の末日まで ※１
3	保護者の疾病・障がい	標準時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで (ただし、診断書の療養期間等有期の場合は、いずれか短い期間)
4	親族の介護・看護	標準時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで (ただし、診断書の療養期間等有期の場合は、いずれか短い期間)
5	災害復旧	標準時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで
6	求職活動（起業準備を含む）※２	短時間	９０日を経過する日が属する月の末日まで ※１
7	就学等	標準時間	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで ※１
8	児童虐待やＤＶのおそれ	標準時間	２号認定：小学校就学前まで ３号認定：３歳の誕生日の前々日まで
9	育児休業	短時間	育児休業の終了日まで ※１

※１ ２号認定の場合は小学校就学前までの期間、３号認定の場合は３歳の誕生日の前々日までの期間と比較し、いずれか短い期間となります。

※２ 求職活動については、有効期間内に就労証明書等の提出がないと期間終了後の施設利用ができない場合があります。

（４）給付認定の変更申請、申請内容の変更届について

認定後、給付認定および申請の内容に変更がある場合には、変更申請または変更届の提出が必要です。変更内容によって、保育の必要量（利用時間）や有効期間が変わる場合があります。

- ・住所、連絡先等が変わった場合
- ・世帯状況が変わった場合
- ・保育を必要とする事由が変わった場合
- ・就労状況が変わった場合
- ・産前・産後休暇、育児休業を取得する場合、または職場復帰をする場合 など

2 保育料の無償化について

大仙市では、令和6年4月から全年齢での保育料を無償化しました。
保護者のみなさまの保育料のご負担はありません。

3 保育所等の給食費のうち「おかず」にかかる費用（副食費）について

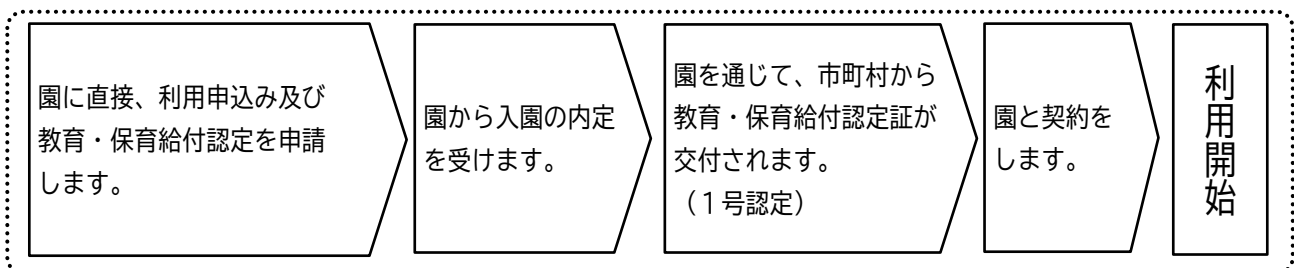
市では県と共同で実施する「すこやか子育て支援制度」により、副食費を無償化しました。

- 副食費（おかず代）は4,900円を上限に無償化となります。
※4,900円を超える額については、実費負担となります。
- 主食分（お米等）は現物を持参、または実費負担となります。

4 利用申込みの流れについて

◆認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合【1号認定】

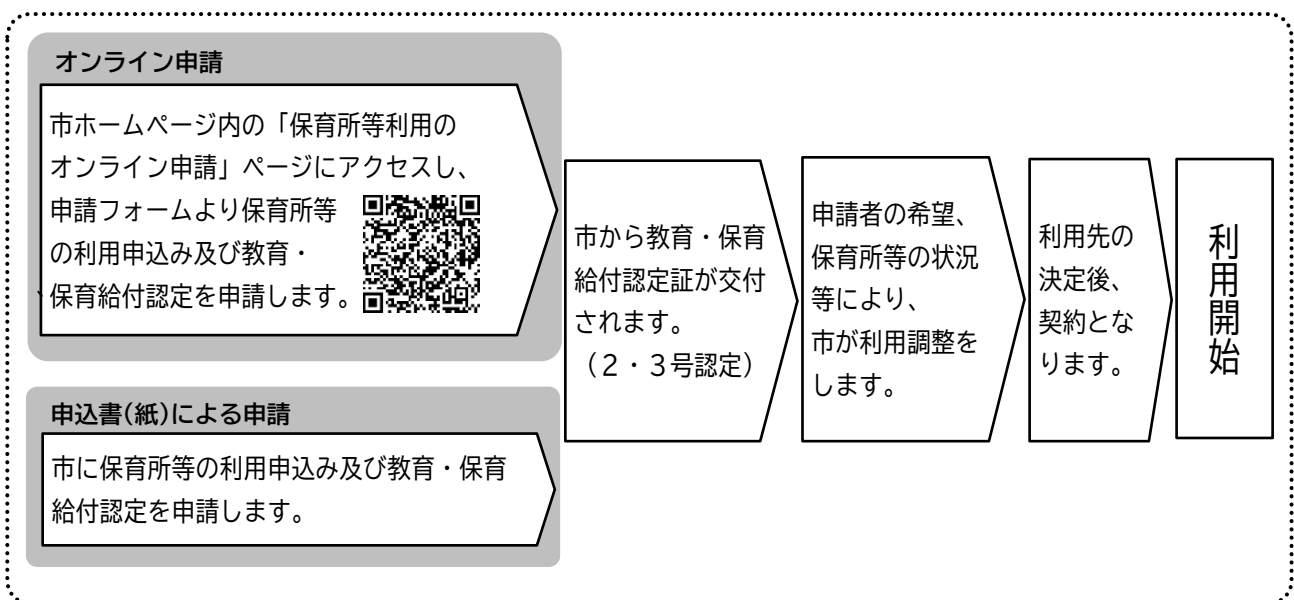
申込先：認定こども園



◆保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育の利用を希望する場合【2・3号認定】

申込方法：大仙市ホームページからのオンライン申請

※インターネット環境等の事情によりオンライン申込みが困難な場合は、市窓口（子育て支援課・各支所市民サービス課）での申込書（紙）による申請



▼ 問い合わせ先

大仙市 こども未来部 子育て支援課

TEL 0187-63-1111（内線102、129）

市ホームページ：<https://www.city.daisen.lg.jp/kosodate.html>